

入院前薬剤関連情報提供書《日病薬版》の使用にあたって

令和7年12月25日
一般社団法人 日本病院薬剤師会
療養病床委員会

1.入院前薬剤関連情報提供書について

入院前薬剤関連情報提供書とは、入院が決定した患者の服薬管理状況や調剤方法、アドヒアラランス状況、副作用・アレルギー歴、併用薬（OTC医薬品・健康食品を含む）、術前休薬などの薬剤関連情報について、患者が入院する前に保険薬局などが作成し、入院先医療機関へ提供する情報提供書を指します。

2.入院前薬剤関連情報提供書《日病薬版》の運用方法について

- ①患者の入院が決定
- ②入院受入医療機関は、入院前薬剤関連情報提供書および服用薬の調整依頼書（様式1）を作成、保険薬局に送付、入院前薬剤関連情報提供書（様式2）の提出を依頼する。
- ③保険薬局は、入院予定日の2週間前～5日前を目安に確認した情報を入院前薬剤関連情報提供書（様式2）に記載し、FAX返信や電子メール等の医療機関と保険薬局の間で合意した方法にて情報提供する。
- ④退院時には薬剤管理サマリー等を活用し、保険薬局に情報提供を行う。

3.服薬情報等提供料3について

入院前薬剤関連情報提供書は、「医療機関の求めがあった場合」「患者の同意を得たうえで」「文書により情報提供する」「月1回に限り算定」といった服薬情報等提供料の基本要件を満たした場合は、診療報酬上「服薬情報等提供料3」として評価されています。ただし、患者の同意がない状態で行った情報提供は原則として服薬情報等提供料3として評価できないので注意が必要です。

4.よくある質問

Q1: 患者が複数の薬局を利用している場合は？

A1: 可能な限り、他薬局の利用状況も含めて一元化した情報を記載することが望ましいですが、それが難しい場合は、それぞれの薬局が把握している情報を提供します。

Q2: 入院直前に新しい処方が出た場合は？

A2: その情報も含めて、最新の情報を提供してください。

Q3: 後発医薬品への変更履歴も記載すべきですか？

A3: 入院後の処方調整に役立つため、記載することが望ましいです。

Q4: 医療機関からの依頼がない場合でも提供できますか？

A4: 患者の同意があれば情報提供は可能ですが、診療報酬の算定には「医療機関からの求め」が要件となります。

Q5: 薬剤管理サマリーとの違いは？

A5: 入院前薬剤関連情報提供書は「入院前」に薬局→病院へ、薬剤管理サマリーは「退院時」に病院→他の医療機関・施設等・薬局へ提供する点が異なります。